健生食輸発1113第１号
令 和 ８ 年11月13日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
（ 公 印 省 略 ）

食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令の実施について
（バングラデシュ産食品の総アフラトキシン）

標記については、令和８年３月 31 日付け健生食輸発 0331 第１号（最終改正：令和８年 11 月 11 日付け健生食輸発 1111 第１号）により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ACI FOODS LTD.の製造した赤とうがらし、うるち米、ひよこ豆及び落花生を含むバングラデシュ産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添１を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添２の１の別表３に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添１の項中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
バングラデシュ	赤とうがらし、うるち米、ひよこ豆、落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB_1、B_2、G_1及びG_2の総和）	別表２によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加する。